

ハイウェイカード払戻承諾事項

1. ハイウェイカード(以下「ハイカ」といいます。)の払戻しにあたっては、事前に真贋鑑定を行います。真贋鑑定の結果、偽造されたハイカであると認められた場合は直接、お客さまに事情をお聞きしたり、又は警察に通報する場合があります。なお、偽造ハイカを所持することは、刑法第163条の3に抵触する恐れがありますのでご注意ください。
2. 払戻しは、表面にご記入いただいた金融機関又は郵便局の口座への振込により行います。払戻金の振込は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社の6社が共同で設置する「ハイウェイカード共同受付センター」が、中日本高速道路株式会社名で行います。お申込みから振込までは3週間程度(申込が集中した場合は、1ヶ月程度)かかります。なお、中日本高速道路株式会社からご指定口座への振込をもってお客様が払戻金を受領されたものとみなします。
3. 次に掲げる場合は、払戻しは行いません。
 - (1) ハイカが正規に発行されたものであると認められない場合
 - (2) 申込書到着後に郵送受付窓口の係員が確認した払戻しの申込内容にお客様が異議を申し立てた場合
 - (3) 払戻申込書に必要事項が正しく記入されていない場合
4. 払戻申込書にご記入いただいた内容について、ハイウェイカード共同受付センターから照会させていただきますことがあります。

【お願いとお知らせ】

お客様の個人情報は、ハイカの払戻し及びこれに付随する業務の目的以外には利用しません。

ハイカの払戻金額については、ハイウェイカード利用約款第9条第2項及び第3項の規定に基づき、次の計算例により算定します。

払戻金額計算式(1円未満の端数は切り上げとします。)

払戻金額 = お手持ちのハイカの残数 × (販売金額 ÷ 券面金額)

再発行ハイカについては、再発行前の元ハイカの販売金額及び券面金額により計算します。

例1: 10,000円券(券面金額 10,500)で未使用の場合

$$10,500 \times (10,000 \div 10,500) = 10,000\text{円}$$

例2: 10,000円券(券面金額 10,500)で残数が8,500の場合

$$8,500 \times (10,000 \div 10,500) = 8,096\text{円}$$

なお、ETCの付替えにおいては、お手持ちのハイカの残数をそのままETCに付替えいたします。

払戻したハイカは、回収して原則として返却しません。

お手数料をおかけしますが、お客様ご自身で払戻申込書のコピーをおとりいただき、払戻金を受領されるまで大切に保管してください。

払戻し手続き状況の確認をご希望の場合は、払戻申込書のコピーをお手元にご用意のうえ、下記にお問合せください。

ハイウェイカード共同受付センター .045(473)9311
(土日、祝日、年末年始を除く 9時～18時)

当センターでは、ハイウェイカード以外の払戻しはお取扱いできません。
大変お手数ですが、回数券などの取扱いにつきましては発行元にお問い合わせください。

ハイウェイカードをご愛用いただきましたお客様には、大変ご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。